



環 管 - 960
平成27年11月16日

丸紅株式会社
取締役社長 國分文也 様
株式会社大林組
代表取締役社長 白石達 様
エコ・パワー株式会社
代表取締役社長 荻原宏彦 様

秋田県知事 佐竹敬久



(仮称) 秋田港洋上風力発電事業計画段階環境配慮書
に対する意見について

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、
次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域周辺の既設及び計画中の風力発電所との複合的又は累積的な環境影響を勘案し、これら他事業の諸元等の情報入手に努めながら、適切に調査、予測及び評価すること。
- (2) 設置される風力発電所における単機出力等が大型化する可能性があることから、事業実施想定区域周辺の配慮が必要な学校、社会福祉施設等や住居への環境影響を回避又は低減するとともに、事業計画の具体化する過程において、地域住民の理解を得られるよう努めること。
- (3) 事業計画の具体化に当たっては、施設の規模・基数又は構造における複数案を明確にして、環境配慮事項の検討内容やその結果を方法書以降の図書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 生態系

海域の生態系については、科学的な知見が少なく未解明な部分が多いとされているが、今後の環境影響評価における調査や知見等の収集に可能な限り努め、それらを踏まえて評価項目として選定することの可否を検討すること。

(2) 景観

事業実施想定区域周辺には、秋田マリーナや道の駅等のレジャー施設が存在するほか、秋田港には大型客船が出入港することから、景観に配慮した計画を検討すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881